

宮古市立図書館資料収集方針

(平成19年8月10日教育長決裁)

1 目 的

この方針は、宮古市立図書館（以下「図書館」という。）の事業を円滑に運営するため、図書館資料（以下「資料」という。）の収集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 基本方針

図書館は、市民の知る権利を社会的に保障する機関であることから、資料の収集にあたっては、著者の思想的立場、人種、国籍、あるいは、社会的、政治的、宗教的見解を理由としてその資料を排除することなく、公平で幅広い視野をもって行うこととし、次の4点を基本方針とする。

- (1) 多種多様化、高度化する市民の要求に応えるため、蔵書の均衡を考慮しながら収集する。
- (2) 宮古の歴史・文化を継承し、地域文化の振興と発展に寄与するため、郷土関係資料を可能な限り収集する。
- (3) 社会経済環境の変化に伴う諸課題に対する市民の学習ニーズに応えるため、今日的課題に関する資料を収集する。
- (4) 学校図書館等の運営を支援するため、読書普及・調べ学習に役立つ資料を収集する。

3 収集資料の種類

- (1) 図書
- (2) 郷土関係資料
- (3) 視聴覚資料
- (4) 逐次刊行物
- (5) その他

4 収集から除外する資料

- (1) 試験用問題集、学習参考書
- (2) ゲーム攻略本等娯楽性が強い資料
- (3) 青少年に悪影響を与えられると思われる資料
- (4) 図書館資料選定委員会で収集しないと判断した資料

5 資料別収集方針

- (1) 図書

ア 図書は各分野の資料を多様な学習ニーズに対応できるよう収集する。

イ 児童図書は、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料を中心に収集する。

(2) 郷土関係資料

宮古市民の著作物、市内の団体・機関等で発行された資料、宮古市の歴史・文化・風俗等に関する資料を可能な限り収集する。

(3) 視聴覚資料

芸術性が高く、映像文化史上評価の高いもの、記録的価値が高いものを中心に収集する。

(4) 逐次刊行物

ア 新聞は、主要な全国紙や、岩手・宮古の地方紙を収集する。

イ 雑誌は、各分野に偏りのないよう、利用動向等を勘案して収集する。

6 資料収集の方法

新刊案内、出版目録、書評、リクエスト等多様な情報に基づいて選定し、購入、寄贈等の方法により収集する。

7 資料選定の組織

収集しようとする資料を選定するため、図書館資料選定委員会を置く。

8 この収集方針の運用に当たって必要な事項は別に定める。